

ジェンダー・フリー・バックッシングに関する一考察

娜 仁 图 雅

要 旨

本文对 90 年代以来的反社会性别平等现象展开初步讨论。在辨析“社会性别”、“社会性别平等”等概念的基础上，文中首先回顾了反社会性别平等现象的发展演变过程，对一些有争议的观点进行了讨论。作者认为，这些反社会性别平等的论调并非针对女性主义或社会性别平等本身，其目的在于为修订日本国宪法和教育基本法提供理论基础。作者最后指出，社会性别平等这个概念本身还略显模糊，我们在使用该概念时应持谨慎态度，以免被反社会性别平等论者“创造性地误解”。

キーワード……ジェンダー・フリー バックラッシュ 憲法改正 教育基本法

はじめに

本稿は、いわゆる「ジェンダー・フリー」に対するバックラッシュ (Backlash)¹⁾現象を考察するものである。

論文では、まず「ジェンダー」と「ジェンダー・フリー」概念を再確認する。次にジェンダー・フリー・バックッシングがどのような経緯で生じてきたか、具体的にどのようなことが起きているかを概観し、いかなる背景が存在しているのかを明らかにする。最後に、ジェンダー・フリー・バックッシングから何がみえてくるかを提示する。

日本において、「ジェンダー・フリー」という言葉が最初に使われたのは、1995 年東京女性財団²⁾のパンフレット『Gender Free』³⁾およびそのプロジェクトの報告書の中だといわれている。この概念の位置づけとして、当初内面のジェンダー・バイアス (男女の役割についての固定的な観念、性別によって評価や扱いが差別的であることを指す) を低減させるための言葉として用いられていたが、後に制度面のジェンダー・バイアスが少ない状態・性別役割分業や性的指向の自由な状態などを指す言葉としても使われるようになった⁴⁾。

「ジェンダー・フリー」とは、「教育分野を中心に 20 世紀の末に広がった和製英語あるいはカタカナ日本語であり、人間の能力や適性や役割を男女というくくりによってではなく個人に即して考えて、最適な処遇 (教育) をしていこうという考え方を表示する言葉である」⁵⁾。この「ジェンダー・フリー」の考え方が現在、「男女の差異を一切なくして一律に中性的人間を創

り出そうとする暴挙だ」というバッシングを受けている。また、2000年頃からバックラッシュ派は、教育関係者がジェンダー・フリー教育の一環として推進してきた性教育を「過激な性教育」と意図的に決め付け、バッシングを激化させていった⁶⁾。つまり、バックラッシュ派は「ジェンダー・フリー」を故意に『フリー・セックス』と混同し、下ネタへの嫌悪と好奇心を刺激しながら、誰が見てもおかしいと思わせられるような問答無用の攻撃対象を見つけ出し、『教育』という聖域を利用⁷⁾したのである。

上述したような現状を受けて、本論文は、ジェンダー・センシティブ（ジェンダーに敏感）なアプローチからもう一度「ジェンダー・フリー」という用語を検証し、バックラッシュ派の《単純素朴》な主張にメスを入れたい。そして、男女平等の促進を妨げる諸要因を究明し、バックラッシュ派の真意を突き止めたい。

「ジェンダー・フリー」概念の登場

1 「ジェンダー」とは

「ジェンダー・フリー」概念を説明する上で、まず基本となる「ジェンダー」概念についてみてみよう。「ジェンダー」という概念はどのようにして生まれ、いかなる意味を与えられてきたのだろうか。

「ジェンダー」は、1970年前後の西欧を中心とするフェミニズム運動の中で生まれた概念である。現在使用されているような意味を持ち始める前は、「ジェンダーとは、単に性別を表すセックスという語の同義語、あるいは文法における名詞の性を表す言葉に過ぎなかった」⁸⁾という。ジェンダーという言葉はもともと「フランス語やドイツ語などにあるような女性名詞や男性名詞のことを意味していた。それを社会的・文化的な性別と言う意味で使い始めたのは、1960～1970年代あたりから」⁹⁾である。

今日では、「ジェンダー」という概念は生物学的性差を意味する「セックス」に対して、「女らしさ・男らしさ」など社会的、文化的に作られた性差という意味で用いられている。つまり、「女性や男性にふさわしいと社会からみなされるような性格、行動、態度、ものの考え方などをともに女性と男性を区別するというもの」¹⁰⁾なのである。例えば、女性は子どもを産むという性（セックス）であるがゆえに、育児も女性の天職である、とされたのは、実はこのジェンダーに基づく偏見であった。これまでの社会における女性に対する様々な差別は、ジェンダーに基づいていることが明らかにされてきており、男性に対してもジェンダーに基づいた生き方の制約　例えば、男は妻子を養うべきというような　が存在するといえよう。

「ジェンダー」概念については、さまざまな分野で活躍している多くの学者がこれを定義してきた。例えば、木村涼子は「ジェンダー(gender)とは、女性存在と男性存在の生物学的側面を指すセックス(sex)と区別され、男性と女性の違いの社会・文化的側面、すなわち『非生物学

的側面のすべて』を意味する概念である」¹¹⁾と説明する。金城清子も同じように「性別分業や、男らしさ、女らしさという典型化された性による特性は、歴史的、文化的、そして人為的に造られたものである……男女の差異とされてきたもののうち、人為的な部分を取り出して、セックス(性)に対してジェンダー(性)と名づけた」¹²⁾と述べている。また、加藤秀一は次のように定義する。「……たんなる生殖機能の差異というレベルを超えて、社会的に編成された知識や規範としての性別を、『ジェンダー』(gender)と呼ぶ。」「『～すべきである』という規範命題の形式で表されるものを『性別役割(性別役割)』(gender role)という。」「性別役割を引き受けた主体は、『性別アイデンティティ』(gender identity)を獲得したことになる」¹³⁾。

加藤の「ジェンダー」についての説明を受けて、堀内かおるは以下のように解釈する。「すなわちジェンダーとは、当該社会や文化の中で期待される男女の役割や『女らしさ』『男らしさ』の根拠となっており、社会的存在である人間が他者と関わり合う中で、女性あるいは男性として意味づけられる関わりのあり方の中に見だされる関係性概念である。」「またジェンダーは、個人のアイデンティティ形成の過程にも影響を及ぼす」¹⁴⁾。

なお堀内かおるによれば、「ジェンダー」概念には、「性別の権力関係」を表す側面と「アイデンティティ・主体の構成要素」を表す側面とがあるという。「性別の権力関係」の側面は、社会的性別役割や身体のとらえ方など文化によって作り出された性別・性差を指し、男女を優・劣、上・下、一般・特殊などと階層性を持った二分法で分けることであらわれている。「アイデンティティ・主体の構成要素」とは自己の性別をどのようにとらえるかというアイデンティティ(自己の性自認)や主体の構成要素を指す。しかし、性差をかならずしも二分法で割り切れるわけではなく、男性性と女性性の両方を併せ持つ場合(インターセックス)もある¹⁵⁾。つまり、ジェンダーはかならずしも女性と男性に限らず、歴史的・文化的に世界中で様々なジェンダーのありようが存在する。

前述した通り「ジェンダー」は、生物学的性差に対して、社会的、文化的に構築された性差であると定義づけられている。しかし、この定義に関して性差は生物学的(セックス)な根拠を伴っており、あらゆる性差が社会的構築物(ジェンダー)であるという主張には科学的根拠がないという反論が提起されている¹⁶⁾。この反論に対して鈴木謙介は以下のような疑問を投げた。ジェンダーと生き方の観点からすれば、これは奇妙な対立である。問題は、生物学的な根拠があろうとなかろうと、男か女かという区別が、なぜ特定の生活様式とリンクされて理解され、それ以外の可能性が排除されるのかという点にあるはずだ¹⁷⁾、と。つまり、両性のセックスに基づく区別がなぜか「男は外、女は内」という性別役割分業につながるのが問題であるとする。

われわれ人間は、男性、女性という生物学的性差を持ってこの世に生まれ、その性差に基づいて生活をし、行動をしている。しかし、ジェンダーに基づくステレオタイプ、「男らしさ」「女らしさ」の行動基準、性別役割分業などは生物学的性差と直接の繋がりはなく、時代と社会の

変化につれて変わっていくものである。例えば、ある民族では女性が化粧しスカートをはくが、ほかの民族では男性が化粧する。そして、女性は体力が弱く、肉体労働に向いていないと考える国があれば、女性の頭は頑丈であり、重い荷物を担ぐのに最適だと思える国も存在する。このようにジェンダーは、国家・社会・民族などの違いによって内容が変わり、そこで期待される「男らしさ」「女らしさ」も違ってくる。

だが、「ジェンダー＝人工的な概念＝悪」とはいえない。人が作り出した概念であるといっただけでそれがかならずしも常に「悪い」働きをするわけではない。「差別につながるような必要のない区別は、当然なくすべきだ。しかし、差別をなくすために区別をし、特別の配慮をばらう必要があるときも……ある」¹⁸⁾。例えば、アフーマティブ・アクションはまさに差別をなくすための区別であろう。

本論文で筆者は「ジェンダー」概念を、男女の永久不変（性転換手術による性転向もあるが）の生得的性差である生物学的性差（セックス）と区別し、人為的（社会的・文化的・歴史的）に作られ、社会や時代の変化に伴って変わってゆく、男女の行動や役割などについての社会規範とみなす。

2 「ジェンダー・フリー」とは

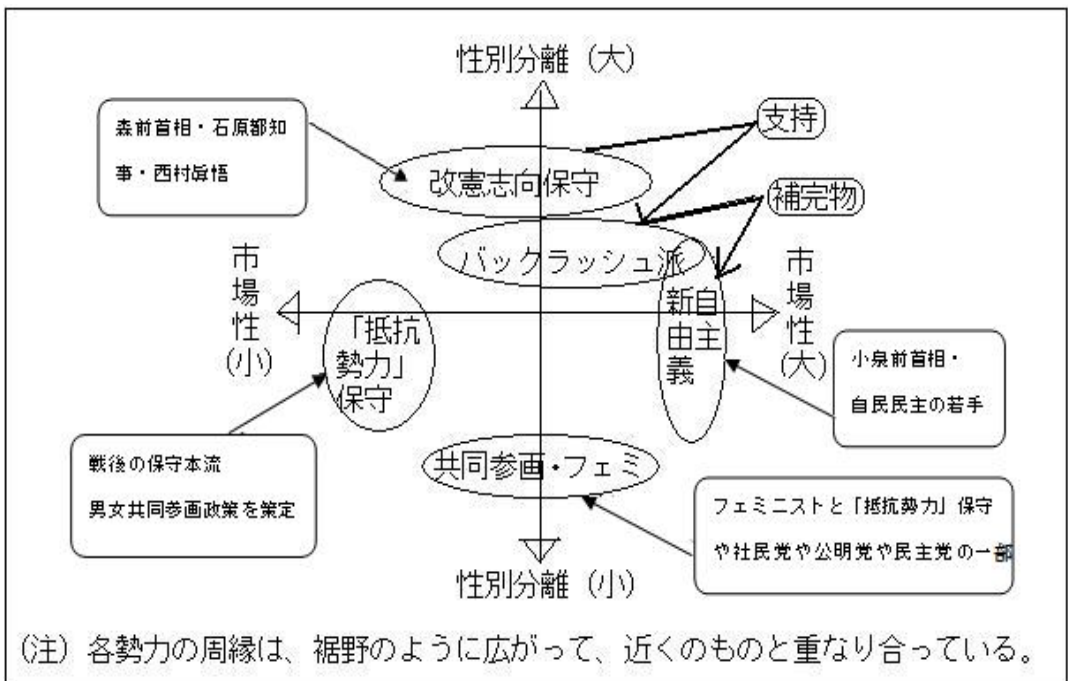
「ジェンダー・フリー」という用語は、1995年に行政主導のプロジェクトの中で考案されたことはすでに述べた通りである。東京女性財団ハンドブック¹⁹⁾作成プロジェクトの報告書『ジェンダー・フリーな教育のために』の中で、「ジェンダー・フリーって何？」という章を担当したのは心理学者である深谷和子である。ここで深谷は、制度における男女平等 特に学校 はほぼ達成されたと認識しており、今後は人々の意識や態度を改めることが課題であると指摘した。そして、この意識改革を目的に考案されたのが「ジェンダー・フリー」という言葉であった²⁰⁾。深谷の態度や固定的観念といった意識偏重なアプローチに対して、山口は『『差別の積極的な是正』という視点』²¹⁾が欠けていると批判している。さらに、深谷はアメリカの教育学者バーバラ・ヒューストン(Barbara Houston)が「公教育はジェンダー・フリーであるべきか？」("Should Public Education be Gender Free?")という論文でもジェンダー・フリーという概念を使ったと紹介していることに対して、山口は「おそらく、東京女性財団プロジェクト関係者が当時発売されて間もなかった『教育フェミニズム読本』をたまたま入手して、そこに掲載されていたヒューストンの論文を引用したのだろう。……誰もが、当論文が発表されたアメリカでの状況や経緯、そして議論の流れにまったく無関心のまま、原典に立ち返って確認するということを怠った」²²⁾と誤読していたことを痛烈に批判している。

その後、「ジェンダー・フリー」は急速に日本全土に広がった。90年代後半からこの用語をタイトルに使った著作物や報告書、そして学者の講演などが頻繁に見られるようになった。そして今は、右派文化人・政治家、宗教的右派勢力やサンケイ新聞等に代表されるバックラッシュ

ユ派の猛烈なバッシングを受けるほど広がった。

ここで、細谷実の「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起きるのか？」という論文を参考に「ジェンダー・フリー」をめぐる主な勢力の構図を示しておこう。細谷は「ジェンダー・フリー」に対する姿勢によって、「バックラッシュ派」「新自由主義」「改憲志向保守」「共同参画・フェミ」「『抵抗勢力』保守」という5つの勢力を提示した(図1)。

図1 5つの勢力の構図



注：上図は、細谷実「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起きるのか？」世界738号、岩波書店、2005年4月、101頁を参考として筆者が作成したものである。

細谷は、図1の五者が、「ジェンダー・イシューだけでなく多様なイシューをめぐって複雑な共同/反発関係にある」²³⁾と述べている。例えば、改憲志向保守という要素が強いバックラッシュ派の中に新自由主義と重なる部分があることがみてわかる。つまり、「一見対立する方向に見える」が、実際は補完物となっているといえよう。

ジェンダー・フリー・バッシングの始まり

20世紀の後半から世界の各国において、両性の平等が注目を集めるようになった。すなわち、男女を一個人として尊重し、社会や家庭における対等なパートナーとして扱い、「社会における男女の構造的分離」²⁴⁾を徐々になくそうとしてきた。しかし、21世紀に入ってからは、それへのバッシングが急速な広がりを見せた。以下、そのジェンダー・フリーへのバッシングの経緯をみてみよう。

戦後の日本では憲法を基本とし、教育基本法など両性平等を保障する法制の整備によって、男女の法的地位の平等は戦前と比べて目覚ましい発展を遂げるに至った。しかし、歴代政府は両性の平等に対して熱心ではなかった。1979年に入り、国連の女性差別撤廃条約の採択という先進諸国の外圧もあり、政府はようやく重い足をジェンダー平等に向けた。その結果として、雇用機会均等法（1985年）、育児・介護休業法（1995年）、男女共同参画社会基本法（1999年）、ドメスティック・バイオレンス防止法（2001年）等の法律が制定された。しかし、一方で上述のような積極的な立法がなされたが、他方では、《強い父性・優しい母性》の復権の主張、男女混合名簿やジェンダー・フリー教育への反発、自己決定能力育成のための性教育への反対等、批判や反対が存在していた²⁵⁾。

教育関係者がジェンダー・フリー教育の一環として性教育を推進してきたが、バックラッシュ派に「過激な性教育」と意図的に決め付けられた²⁶⁾。また、ジェンダー・フリー教育が「男らしさ・女らしさなど性差を否定する」「伝統文化を否定する」「専業主婦を否定する」「家族解体のイデオロギーが潜む」「家庭を壊す」、さらに、「トイレ・更衣室・宿泊室も男女一緒にする主張である」といったバッシングを受けている。

ジェンダー・フリーを攻撃するバックラッシュ派にとっては、ジェンダー・フリーは「男女平等思想そのもの」²⁷⁾である。今日においては、「男女差別はある程度存在してもしようがない」と正面きって主張することは困難であるので、「ジェンダー・フリー」という用語のあいまいさを利用して、男女平等思想をことさら過激思想に仕立て上げ、これを葬り去ろうとしているのである。

現在、ジェンダー・フリー・バッシングを行っている中心的な組織となっているのは「日本会議」²⁸⁾である。2000年の末ころからバックラッシュの動きが顕在化してきたが、ジェンダー・フリー・バッシングが本格的に登場したのはその日本会議の機関紙『日本の息吹』2001年10月号の特集「家族破壊者から日本を守るために」において総山孝雄が「ジェンダー・フリーによる亡国を防ごう」と論じたのが最初である。

2002年からは『世界日報』（日本で発行される統一教会系列の保守系新聞であり、統一教会の関連会社「世界日报社」が発行している）においてジェンダー・フリー関連報道が開始され、各地の条例審議や国会での答弁を積極的に報道し、バッシングを展開した。また、日本会議関

係議員による地方議会や国会でのジェンダー・フリー関連の質疑が行われ、ジェンダー・フリー・パッシングを内容とする書籍が数多く出版されている。例を挙げると、八木秀次・西尾幹二の『新・国民の油断』や林道義の『家族を蔑む人々』など一連の反ジェンダー・フリー著作がある。このほかに、『正論』『諸君』などの保守系マスメディアやジェンダー・フリー・パッシングを中心内容とするインターネットのWebサイトなども多数見られる。

バックラッシュ派は、「ジェンダー・フリー」と「フリーセックス」をわざと混同させ、ジェンダー・フリーは性差を完全に否定するものであり、教育現場における「男女混合着替え」を導入するなど道徳破壊を招き、過激な性教育を行っているうえに、家族の崩壊や少子化を招いているという。

ジェンダー・フリー・パッシングの主な論点

1 「性差」をなくし、伝統文化を破壊しようとしているのか

日本では、一部の論者が「ジェンダー・フリー教育は危険である」との主張を展開している。例えば次のような主張がある。現在の「らしさ」は安定した社会を築くために醸成された文化、あるいは慣習というべきものであり、全否定すべき根拠はどこにもない。たしかに「女は**してはならない」とか「女のくせに」といった行動規制や男尊女卑的な発想は排除されるべきだが、一般に言われる「らしさ」の大半は望ましいものである。こうした「らしさ」を、「ジェンダー=悪しきもの」という一面的な見方によって否定すれば、望ましい徳目が消えていき、人間性の荒廃を招くのは必至であろう。ジェンダー・フリーの背後には、モラルを低下させ社会を荒廃へと導く強烈な「毒」が隠されている。それ以外にもジェンダー論者による文化破壊は、雛祭りや鯉のぼりにとどまらず、昔話や童話にまで及ぶ。ジェンダー論者は、「区別=差別」だという妄想を抱き、「区別=違いによってわかること」と「差別=扱いに差をつけること」の相違をまったく理解しようとし²⁹⁾ない。

バックラッシュ派が、「ジェンダー・フリー」を上述のように「性差をなくすもの」「中性化させるもの」などと曲解するのは、「彼等が性差を本質的にとらえ、それを固定することを強く願っているから」³⁰⁾ではないだろうか。また、男女の非対等な関係を保持するための方便として、伝統文化を壊すな、等と叫んでいるように思える。

これは、両性の完全な平等達成のためには伝統的な性別役割分業を変えることが必要であるとした女性差別撤廃条約に続く 80 年代以降の国連諸機関の男女平等に関する考え方の到達レベルとは逆行するものであり、明らかに、男女平等の後退を意味するものである³¹⁾。

2 ジェンダー・フリーはなんでも男女混合なのか

バックラッシュ派は、「男女同室着替え」「男女同室泊」「男女混合騎馬戦」等が、ジェンダー・フリーの名の下に行われているというバッシングをし続けてきた。果たして、これは事実なのか？

仮に、学校で男女混合着替えが行われた例があるなら、それはジェンダー・フリー教育が登場する以前からのことでもある。かつては、学校の施設の問題や授業が延長されたとき等、何らかの理由でやむを得ない場合は教室で着替えしていた習慣がいま残っているだけであり、ジェンダー・フリーの主張に基づくものではない³²⁾。ジェンダー・フリー教育は、「不必要な男女の区別はしないが、必要な区別は行うという」³³⁾スタンスを取っている。周知の通り、女性差別撤廃条約の第1条では、「女子に対する差別」とは、「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」と差別の概念をはっきり定義している。これは、あらゆる区別を否定するものではない。例えば、更衣室やトイレ等は個人のプライバシーの観点から区別しなければならないので、条約1条に定める差別に該当しないことは言うまでもないのである。したがって、上述のバッシングは根拠のない無知にもとづく主張である。

なお、このような「やむを得ない」事情が存在していたことは、これまでの教育行政が、ジェンダー・センシティブな視点を持っていなかったために、男女別の更衣室に対する予算配分が後回しにされてきた結果でもある。政府側の責任も重大である。

3 過激な性教育が蔓延しているのか

性教育に対するバッシングは1992年の「文部省版性教育元年」（小学校の保健と理科の教科書に「性に関する指導」が具体的に盛り込まれた）からすでに始まっていた。一部の週刊誌や統一協会系関連団体の機関紙・誌で「性交教育」「コンドーム教育」などという言葉を使って誹謗・中傷が行われた。しかし、今回の性教育バッシングは議員による質疑（例えば、自民党の山谷えり子議員）をテコに、教育現場と行政に直接介入したところが特徴的である³⁴⁾。

バックラッシュ派は、ジェンダー・フリーの名の下に過激な性教育が蔓延していると批判する。今回の性教育に対するバッシングの代表的な例として、ここで東京都政が養護学校の性教育に対して介入した事例をあげたい。2003年7月、東京都議会において土屋敬之都議（民主党）が「都立七生養護学校で行き過ぎた性教育が行われている」と指摘したのがこの始まりである。その指摘を受けて東京都教育委員会がすべての都立盲・ろう・養護学校を対象に調査を実施した。その結果、9月に入り、教職員の大量処分が行われた。処分の事由として、学習指導要領等をふまえない性教育が行われたこと、不適切な学級編制がなされたこと、教職員の服務違反があったことが挙げられている。七生養護学校に限って言うと、12月末にさらに79

名の教職員が勤務時間内の飲酒行為や勤務時間内の職場離脱という理由で処分されている。東京都教育委員会は、ここで「不適切な性教育」を処分の理由としなかったことから、公権力による教育への介入という事実から責任逃れをしようとしたことが見て取れる。そして、調査段階において性教育教材である人形や授業記録ビデオなどが数多く「押収」された。

七生養護学校の教員集団は、知的障害児により具体的な教材で視覚・聴覚・触覚と体全体を使って体験させるために養護学校ならではの教育実践を積み重ね、子どもたちとの接触の中で様々な教材を作り出してきた。それらの多くは「愛されることの少なかった子どもの自己肯定観を高めようとするもの」³⁵⁾であり、公共マナーや生理現象の仕組みを教えるものであった。

このような実践が「過激な性教育である」「不適切だ」等と批判を受けている。しかし、上述のような内容からみて、「それと反対に男性として、女性としてのからだの仕組みも理解させ、コントロールできるようにすることで、知的障害者のからだを命を守り、性的にも健康に生きる権利を保障しようとしていたものと考えられる」³⁶⁾と橋本紀子が指摘している。まさにその通りであろう。

4 「ジェンダー・フリー」は家庭を壊すのか

ジェンダー・フリー・バッシング言説のなかには、ジェンダー・フリーが「家族を壊し、その結果として脳を壊し、『いまどきの若者』に見られるような『問題行動』が多発するのだ」というものが根強く存在する³⁷⁾。例えば、『新・国民の油断』という書物の中で、八木は「性別による役割分担は男女の生物学的性差を前提として生まれたある種の文化ですし、また、そういう文化によって多くの家族が成り立っています。したがって、それを否定することは家庭の否定につながります」³⁸⁾と述べている。

バックラッシュ派の求めている社会像は、「男女がそれぞれの特性を活かして補完的に支えあい、子どもの養育と教育を両親の母性と父性に基づいてしっかりおこなう社会である。一言で言うならば『家族の価値』が輝く社会である」³⁹⁾。

しかし、近代家族に支えられた福祉国家が可能であったのは、男性の働き手が長期にわたって安定的に家族を支える雇用に就くことが可能であり、経済発展による社会的な富の増大によって、専業主婦であっても夫との関係が維持されていれば、将来まで一定の分配をあてにすることが可能であるという条件が整っていたからである。性にとらわれない雇用の促進される背景には、もはやそうした近代家族モデルによる資本分配が不可能になっているという経済的条件の変動を見落とすべきではない⁴⁰⁾。

これは、ジェンダー・フリーが家族を破壊し、夫婦関係を破綻させると主張するバックラッシュ派こそ「男女の本能・特性」を強調し、性別によって生き方を強制しようとしている表れである。彼らの思い描く家族は、差別的関係のなかでしか成り立たないものであることはいままでもない⁴¹⁾。

ジェンダー・フリー・バッシングから見えてくるもの

日本政府が「ジェンダー」という用語を使い始めたのは1996年の男女共同参画審議会が総理大臣に提出した「男女共同参画ビジョン」においてである。当時、「ジェンダー」という用語は男女共同参画という言葉と一緒に使われたことに注目をしたい。それには、政府が女性差別撤廃の主張を薄めようとする意図が込められているという解釈も見られる⁴²⁾。では、なぜ今バッシングするのか？その真意はどこにあるのか？

まず、バックラッシュ派の最終的目的地は憲法改正とその前段となる教育基本法の改正にある。憲法改正といえはすぐ憲法9条に注目してしまいがちだが、実は、24条の「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等」規定も重要な論点のひとつである。例えば、2004年3月の自由民主党政務調査会憲法調査会⁴³⁾（以下、憲法調査会）第9回会合における「国民の権利及び義務について」という議題のもとで、

森岡正宏衆議院議員は以下のような意見を述べている。

いまの日本国憲法を見ておきますと、あまりにも個人が優先しすぎて、公というものがなくなりがしろになってきている。個人優先、家族を無視する、そして地域社会とか国家というものを考えないような日本人になってきたことを非常に憂えている。夫婦別姓が出てくるような日本になったということは大変情けないことで、家族が基本、家族を大切に、家庭と家族を守っていくことが、この国を安泰に導いていくもとなんだということを、しっかりと憲法でも位置づけてもらわなければならない。……いまの日本はあまりにも権利ばかり主張しすぎる、個人ばかり強調しすぎる。もう少し調和のある憲法にして頂きたい。

同じく、熊代昭彦衆議院議員は次のように言う。

よい家族こそ、よい国の礎である。特に、女性の家庭をよくしようというその気持ちで日本の国をこれまでまじめに支えてきたと思う。家庭を大切にすること。

憲法調査会では上記のような意見を述べた議員は他にも多数いる。ここには、まさに国家の権力を強調し、個人の権利を軽視するとともに、女性を家庭という私的領域に縛り付けるという志向が見て取れる。

バックラッシュ派の望ましいと見なすような家族の形が維持できないのは、「多様な生き方を求める人びとが自己の権利を過剰に主張するからではなく、『普通の人びと』からその可能性が剥奪されているから」⁴⁴⁾であろう。

また、すでに実現した教育基本法の改正問題を見てみると、保守派の真の目的はやはり、教育への国家統制の正当化、道徳の法律化及び競争と格差のいっそうの拡大をもたらす新自由主義的システムに法的根拠を与えるためであったといえよう⁴⁵⁾。

結びにかえて

本論文では、まず「ジェンダー」や「ジェンダー・フリー」などの概念の再確認を行ってからジェンダー・フリー・バッシングの展開および主な主張を整理した。次に、現在も行われているジェンダー・フリー・バッシングの真の目的はジェンダー・フリー教育やフェミニズムそのものというより、その背後に存在する憲法改正や教育基本法の改正にあることを指摘した。

ジェンダー・フリーという用語は、限界と可能性を併せ持っている。その概念や理解が人によって異なるため、使用する上で最大の注意を払う必要がある。このような定義のあいまいさがバックラッシュ派にとって攻撃するのに格好のものといえ、「創造的誤解」をまねきやすい概念となっている。

なお、すでに述べたように「ジェンダー・フリー」は、当初意識偏重なアプローチであったため、それには「差別の積極的な是正」という視点が欠けている。個人の意識レベルで固定観念をなくし、たとえ実践レベルで区別を丹念に取り除いたとしても、それだけでは差別的な現状は完全に変わるわけではない。差別されている側への特別な配慮が必要であり⁴⁶⁾、常にジェンダー・センシティブである必要がある。ジェンダー・センシティブなアプローチは、常に自ら訂正していけるからだ。

<注>

- 1) 「逆流」や「反動」を意味する言葉。一般的には、あるムーブメントや特定の傾向に対する対抗的な流れの台頭をさす言葉。 小山エミ・荻上チキ「バックラッシュを知るためのキーワード10」双風舎編集部『バックラッシュ!』双風舎、2006年、155頁。
- 2) 東京女性財団は、1995年に設立された財団法人で、運営こそ外郭としての民間の運営という形をとっていたが、財政的に都に依存し、職員の都から出されており、実質上は都の影響が大きい。なお、当財団は2001年に都によって廃止された。
- 3) 東京女性財団『Gender Free』1995年。
- 4) 前掲注1、155頁。
- 5) 細谷実「男女平等化に対する近年の反動はなぜ起きるのか?」世界738号、岩波書店、2005年4月、97頁。
- 6) 上野千鶴子「不安なオトコたちの奇妙な連帯 ジェンダーフリー・バッシングの背景をめぐって」前掲注『バックラッシュ!』、378頁。
- 7) 同上、384頁。
- 8) 江原由美子『フェミニズムのパラドックス 定着による拡散』勁草書房、2000年、34頁。
- 9) 森永泰子『はじめてのジェンダー・スタディーズ』北大路書房、2003年、7頁。
- 10) 同上、6頁。
- 11) 木村涼子『学校文化とジェンダー』勁草書房、1999年、1頁。
- 12) 金城清子『ジェンダーの法律学』有斐閣、2003年、2頁。
- 13) 加藤秀一『性現象論』勁草書房、1998年、26頁。
- 14) 堀内かおる『教科と教師のジェンダー文化』ドメス出版、2001年、9頁。
- 15) 館かおる「ジェンダー概念の検討」『ジェンダー研究』(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報)1号、1998年。
- 16) 鈴木謙介「ジェンダーフリー・バッシングは疑似問題である」前掲注『バックラッシュ!』、127頁。

ジェンダー・フリー・バッシングに関する一考察（娜仁图雅）

- 17) 同上、127 頁。
- 18) 山口智美『『ジェンダー・フリー』論争とフェミニズム運動の失われた 10 年』前掲注『バックラッシュ！』、258 頁。
- 19) 深谷和子、田中統治と田村毅の 3 人が担当した。
- 20) 前掲注 18、248 頁。
- 21) 同上、250 頁。
- 22) 同上、253 頁。
- 23) 前掲注 5、102 頁。
- 24) 同上、96 頁。
- 25) 同上、97 頁。
- 26) 前掲注 6、378 頁。
- 27) 長谷川美子「たかが名簿、されど名簿 学校現場から男女平等を考える」前掲注『バックラッシュ！』、352 頁。
- 28) 1997 年、保守系知識人や旧軍人関係者などによる改憲を目的とした「日本を守る国民会議」と保守系宗教勢力の集合体で、巨大な動員力を誇る「日本を守る会」が統合し、「日本会議」が設立された。2001 年には、同会議の女性部門である「日本女性の会」が設立された。日本会議は、全国に組織を持ち、日本最大の保守派組織である。（山口智美『『ジェンダー・フリー』論争とフェミニズム運動の失われた 10 年』前掲注『バックラッシュ！』、264 頁。）
- 29) 長尾誠夫「恐るべしジェンダーフリー教育」産経新聞社発行『正論』2002 年 8 月号。
- 30) 鶴田敦子「男女共同参画社会基本法とジェンダー・フリー教育」ジュリスト No.1308（2006/3/15）、4 頁。
- 31) 橋本紀子「日本のジェンダー平等と性教育をめぐる動向と課題」教育学研究第 72 巻第 1 号、2005 年、5 頁。
- 32) 小山エミ・荻上チキ「ここがよく出る！ 七つの論点」前掲注『バックラッシュ！』、373 頁。
- 33) 前掲注 30、3 頁。
- 34) 浅井春夫・北村邦夫・橋本紀子・村瀬幸浩編『ジェンダーフリー・性教育バッシング ここが知りたい 50 の Q & A』大月書店、2003 年、4 頁。
- 35) 前掲注 31、4 頁。
- 36) 同上、4 頁。
- 37) 後藤和智「教育の罨、世代の罨 いわゆる『バックラッシュ』に関する言説の世代論からの考察」前掲注『バックラッシュ！』、140 頁。
- 38) 西尾幹二・八木秀二『新・国民の油断』PHP 研究所、2005 年、40 頁。
- 39) 前掲注 5、100 頁。
- 40) 前掲注 16、130 頁。
- 41) 前掲注 34、79 頁。
- 42) 笹沼朋子「今、なぜ、ジェンダー・フリー・バッシングなのか」法学セミナー2005/3 No.603、74 頁。
- 43) 憲法調査会 <http://www.jimin.jp/jimin/kenpou/index.html> 2008 年 2 月 20 日。
- 44) 前掲注 16、131 頁。
- 45) 日本教育法学会教育基本法研究特別委員会編『憲法改正の途をひらく 教育の国家統制法 教育基本法改正政府案と民主党案の逐条批判』母と子社、2006 年、24 頁。
- 46) 前掲注 18、250 頁。

主指導教員（成嶋隆教授） 副指導教員（南方暁教授・真水康樹教授）